

令和 7 年 度(2025 年度)



(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 定 時 社 員 総 会

期日 令和 7 年 6 月 11 日(水) 13 時 30 分 受付

14 時 00 分 開会

会場 埼玉県浦和合同庁舎 5 階 講堂

※埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
(TEL 048-749-1661 … 互助会事務局)

(一社)埼玉県PTA安全互助会

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎 3 階

Tel 048-749-1661 Fax 048-749-1669

E-mail info@sai-pta-an.jp

ホームページ <https://sai-pta-an.org/>

令和 7 年度定時社員総会資料 目 次

	資 料 名	ページ
1	令和 7 年度 定時社員総会資料 目次	1
2	令和 7 年度 定時社員総会 次第	2
3	第 1 号議案 令和 6 年度(2024 年度) 事業報告	3
4	第 2 号議案 令和 6 年度(2024 年度) 一般会計決算、共済事業決算 正味財産増減計算書・貸借対照表・財務諸表に対する注記・附属明 細書・財産目録	4～13
5	監査報告	14
6	第 3 号議案 定款の一部改正	15
7	第 4 号議案 共済約款の一部改正	16
8	第 5 号議案 令和 7 年度 理事・監事 (案)	17
9	報告事項① 令和 7 年度(2025 年度) 地区役員	18
10	報告事項② 令和 7 年度(2025 年度) 事業計画	19
11	報告事項③ 令和 7 年度(2025 年度) 一般会計予算、共済事業予算	20～22
12	令和 7 年度(2025 年度) 退任役員名簿	23
13	定款	24～31
14	定時社員総会等開催地一覧	32

定 時 社 員 総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 理事長あいさつ
- 3 来 賓 祝 辞
- 4 定時社員総会成立報告
- 5 議 事

第1号議案 令和6年度(2024年度)事業報告の承認

第2号議案① 令和6年度(2024年度)一般事業決算報告の承認

② 令和6年度(2024年度)共済事業決算報告の承認

※ 正味財産増減計算書・貸借対照表・財務諸表に対する注記
附属明細書・財産目録

令和6年度(2024年度) 事業及び財務状況についての監査報告

第3号議案 定款の一部改正について (案)

第4号議案 共済約款の一部改正について (案)

第5号議案 新役員の承認(理事長・理事・監事)(案)

報告事項① 令和7年度(2025年度) 地区役員

報告事項② 令和7年度(2025年度) 事業計画

報告事項③ 令和7年度(2025年度) 一般会計予算, 共済会計予算

- 6 退任役員紹介
- 7 連絡事項
- 8 閉会のことば

※加入手続き・会費納入等についての説明 (質問がある場合の対応 事務局)

※自転車保険事故状況や加入状況の説明 (質問がある場合の対応 保険会社・代理店)

第1号議案

令和6年度(2024年度) (一社)埼玉県PTA安全互助会事業報告

(2024年4月1日～2025年3月31日)

月	日	事業名	月	日	事業名
4	1	残高証明手続き ゆうちょ銀行	10	10	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 総会及び全国大会(青森)
	9	さいたま税理士法人との打合せ		11	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 全国大会, 分科会(青森)
	10	埼玉県PTA安全互助会「ご案内」資料を加入PTAへ発送(21.5万部)		29	令和7年度「手引き」打合せ 事務局・代理店
	11	各市町村PTA連合会事務局報告締切		30	安全教育啓発事業助成申請締切
	16	団体傷害保険中途加入締切(ゆうちょ銀行振り込みの場合)	11	1	埼玉県PTA連合会 正副会長会議での共済説明
5	30	監査会・正副理事長会議		12	「手引き」原案作成
	1	定時社員総会案内状の発送(加入市町村P連事務局等)		15	大塚商会 引っ越し打合せ
	7	児童・生徒数・家庭数の確定及び報告(～6/3)		15	令和7年度 共済等説明会案内発送
	10	地区役員推薦報告締切		20	理事会
	22	新旧理事会・新旧地区役員会 法人税・県民税・市民税の申告書の提出(顧問会計士)		20	3団体情報交換会
6	3	様式ー3 (確定世帯数・確定教職員数等) 提出締切日	12	11	秩父地区PTA連合会 役員への共済説明会 (福祉女性会館)
	4	正副理事長・事務局長・社会保険労務士打合せ		13	埼玉県PTA連合会 理事会への共済説明後、次年度推薦を得る
	6	定時社員総会 川越西文化会館		19	県税事務所への書類提出(事務局移転関係)
	7	会費・保険料納入締切日		20	県教育局保健体育課 来局
	12	さいたま地方法務局 変更登録申請書類提出		24	社会保険労務士打合せ
	21	保険会社への保険料の支払		27	新事務所移転による書棚等下見
7	26	県教育局総務課議事文書担当へ業務報告書提出	1	18	共済等説明会 川越会場
	7	定時社員総会報告		22	「埼玉県学校教育健康推進大会」共催(さいたま市文化センター)
	10	正副理事長・事務局長・社会保険労務士打合せ		22	共済等説明会 加須会場
	12	加入PTAへ領収証・加入登録証の発送		29	白岡市PTA連絡協議会への共済説明会 (こもれびの森)
	18	理事長・事務局長・社会保険労務士打合せ		30	県教育局 立入検査
	25	社会保険労務士打合せ	2	3	事務局移転作業(2/3～2/26)
8	29	理事長・事務局長・社会保険労務士打合せ		3	令和7年度(2025) 加入申込み及び一括加入リスト受付(～3/7)
	9	事務局移転の話し合い(県教委生涯学習推進課)		3	令和7年度(2025) 準会員名簿(様式-2-A) 申込み受付 (～6/6)
9	13	事務局移転の話し合い(県税事務所)		6	共済等説明をYouTubeで公開
	9	HPについて話し合い(関東図書)		10	理事会・地区役員会・情報交換会 (埼玉会館等)
	11	理事会・地区役員会 (埼玉県浦和合同庁舎)		27	社会保険労務士打合せ
10	17	文部科学省へ調査票の提出 (提出先 県教育局)		28	秩父地区PTA連合会 臨時総会及び共済等説明 (福祉女性会館)
			3	8	通常加入申込み及び一括加入リスト受付締切
				19	文部科学省主催による共済事業説明会
				25	顧問社労士との話し合い
				26	令和6年度(2024年度) 保険会社との契約の締結

※2024年度事故発生報告件数 27件 (備考 2023年度30件、2022年度15件、2021年度8件、2020年度17件、2019年度41件)

※安全教育啓発事業助成 市町村PTA連合会 2団体(川越市PTA連合会・東松山市PTA連合会)

単位PTA 4団体(さいたま市立第二東中学校、東松山市立大岡小学校、久喜市立久喜北小学校、久喜市立栗橋東中学校)

(欄外は西暦による記載)

第2号議案

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	9,316,444	9,391,190	△ 74,746
受取負担金	956,355	919,345	37,010
受取保険事務手数料	3,705,589	4,320,235	△ 614,646
受取制度運営費	2,039,000	2,454,700	△ 415,700
受取集金代行手数料	2,615,500	1,696,910	918,590
② 雑収益	9,028	180	8,848
受取利息	9,028	180	8,848
経常収益計	9,325,472	9,391,370	△ 65,898
(2) 経常費用			
① 事業費	1,241,099	2,013,270	△ 772,171
支払見舞金	343,505	408,000	△ 64,495
支払助成金	108,480	93,100	15,380
送金費	5,380	4,180	1,200
支払集金代行手数料	783,734	1,507,990	△ 724,256
② 管理費	8,570,899	6,106,587	2,464,312
給料手当	2,227,654	2,682,880	△ 455,226
退職給付費用	60,000	92,000	△ 32,000
法定福利費	321,416	431,703	△ 110,287
福利厚生費	0	8,250	△ 8,250
通勤手当	276,570	262,358	14,212
荷造運賃	93,240	45,382	47,858
水道光熱費	53,871	60,573	△ 6,702
消耗品費	587,853	112,593	475,260
賃借料	322,154	408,000	△ 85,846
保険料	43,296	44,710	△ 1,414
修繕費	842,540	0	842,540
減価償却費	31,945	52,852	△ 20,907
交際接待費	39,560	16,631	22,929
旅費交通費	366,900	235,150	131,750
通信費	1,164,246	71,856	1,092,390
手数料	406,461	427,874	△ 21,413
会議費	70,000	90,800	△ 20,800
支払負担金	25,000	25,000	0
図書印刷費	1,212,585	821,590	390,995
リース料	221,108	201,485	19,623
雑費	204,500	14,900	189,600
経常費用計	9,811,998	8,119,857	1,692,141
当期経常増減額	△ 486,526	1,271,513	△ 1,758,039
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	11,007	0	11,007
経常外収益計	11,007	0	11,007
(2) 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税	98,800	275,800	△ 177,000
経常外費用計	98,800	275,800	△ 177,000
当期経常外増減額	△ 87,793	△ 275,800	188,007
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 574,319	995,713	△ 1,570,032
一般正味財産期首残高	1,348,437	352,724	995,713
一般正味財産期末残高	774,118	1,348,437	△ 574,319
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	774,118	1,348,437	△ 574,319

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

共済事業会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	18,902,045	18,421,395	480,650
受入共済掛金	18,142,045	17,441,395	700,650
支払備金戻入額	760,000	980,000	△ 220,000
② 雑収益	22,311	720	21,591
受取利息	22,311	720	21,591
経常収益計	18,924,356	18,422,115	502,241
(2) 経常費用			
① 事業費	4,942,880	5,447,220	△ 504,340
支払共済金	486,500	1,311,500	△ 825,000
送金費	6,380	5,720	660
責任準備金繰入額	400,000	370,000	30,000
支払備金繰入額	1,050,000	760,000	290,000
準備金繰入額	3,000,000	3,000,000	0
② 管理費	10,128,568	9,295,240	833,328
給料手当	4,606,480	4,024,321	582,159
退職給付費用	90,000	138,000	△ 48,000
法定福利費	528,240	647,555	△ 119,315
通勤手当	414,856	393,538	21,318
荷造運賃	129,959	68,073	61,886
水道光熱費	89,018	90,860	△ 1,842
消耗品費	200,592	120,214	80,378
賃借料	902,159	612,000	290,159
修繕費	141,895	0	141,895
減価償却費	47,915	79,277	△ 31,362
旅費交通費	147,840	158,490	△ 10,650
通信費	84,426	107,784	△ 23,358
手数料	1,086,191	1,027,252	58,939
会議費	91,777	228,942	△ 137,165
図書印刷費	1,235,557	1,296,707	△ 61,150
リース料	331,663	302,227	29,436
経常費用計	15,071,448	14,742,460	328,988
当期経常増減額	3,852,908	3,679,655	173,253
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	14,993	0	14,993
経常外収益計	14,993	0	14,993
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	14,993	0	14,993
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,867,901	3,679,655	188,246
一般正味財産期首残高	28,864,220	25,184,565	3,679,655
一般正味財産期末残高	32,732,121	28,864,220	3,867,901
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,732,121	28,864,220	3,867,901

正味財産増減計算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一 般 会 計	共済事業会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益	9,316,444	18,902,045	0	28,218,489
受取負担金	956,355	0	0	956,355
受入共済掛金	0	18,142,045	0	18,142,045
支払備金戻入額	0	760,000	0	760,000
受取保険事務手数料	3,705,589	0	0	3,705,589
受取制度運営費	2,039,000	0	0	2,039,000
受取集金代行手数料	2,615,500	0	0	2,615,500
② 雑収益	9,028	22,311	0	31,339
受取利息	9,028	22,311	0	31,339
経常収益計	9,325,472	18,924,356	0	28,249,828
(2) 経常費用				
① 事業費	1,241,099	4,942,880	0	6,183,979
支払共済金	0	486,500	0	486,500
支払見舞金	343,505	0	0	343,505
支払助成金	108,480	0	0	108,480
送金費	5,380	6,380	0	11,760
支払集金代行手数料	783,734	0	0	783,734
責任準備金繰入額	0	400,000	0	400,000
支払備金繰入額	0	1,050,000	0	1,050,000
準備金繰入額	0	3,000,000	0	3,000,000
② 管理費	8,570,899	10,128,568	0	18,699,467
給料手当	2,227,654	4,606,480	0	6,834,134
退職給付費用	60,000	90,000	0	150,000
法定福利費	321,416	528,240	0	849,656
通勤手当	276,570	414,856	0	691,426
荷造運賃	93,240	129,959	0	223,199
水道光熱費	53,871	89,018	0	142,889
消耗品費	587,853	200,592	0	788,445
賃借料	322,154	902,159	0	1,224,313
保険料	43,296	0	0	43,296
修繕費	842,540	141,895	0	984,435
減価償却費	31,945	47,915	0	79,860
交際接待費	39,560	0	0	39,560
旅費交通費	366,900	147,840	0	514,740
通信費	1,164,246	84,426	0	1,248,672
手数料	406,461	1,086,191	0	1,492,652
会議費	70,000	91,777	0	161,777
支払負担金	25,000	0	0	25,000
図書印刷費	1,212,585	1,235,557	0	2,448,142
リース料	221,108	331,663	0	552,771
雑費	204,500	0	0	204,500
経常費用計	9,811,998	15,071,448	0	24,883,446
当期経常増減額	△ 486,526	3,852,908	0	3,366,382
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
退職給付引当金取崩額	11,007	14,993	0	26,000
経常外収益計	11,007	14,993	0	26,000
(2) 経常外費用				
法人税、住民税及び事業税	98,800	0	0	98,800
経常外費用計	98,800	0	0	98,800
当期経常外増減額	△ 87,793	14,993	0	△ 72,800
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 574,319	3,867,901	0	3,293,582
一般正味財産期首残高	1,348,437	28,864,220	0	30,212,657
一般正味財産期末残高	774,118	32,732,121	0	33,506,239
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	774,118	32,732,121	0	33,506,239

貸借対照表

令和7年3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,020,724	23,046,599	△ 1,025,875
未収金	3,125,065	4,855,911	△ 1,730,846
前払費用	52,579	37,355	15,224
流動資産合計	25,198,368	27,939,865	△ 2,741,497
2. 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	615,000	618,500	△ 3,500
特定資産合計	615,000	618,500	△ 3,500
(2)その他固定資産			
工具器具備品	0	31,945	△ 31,945
その他固定資産合計	0	31,945	△ 31,945
固定資産合計	615,000	650,445	△ 35,445
資産合計	25,813,368	28,590,310	△ 2,776,942
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	3,525,450	5,525,150	△ 1,999,700
未払法人税等	98,800	275,800	△ 177,000
共済会計借入金	0	22,423	△ 22,423
流動負債合計	3,624,250	5,823,373	△ 2,199,123
2. 固定負債			
災害給付備金	20,800,000	20,800,000	0
退職給付引当金	615,000	618,500	△ 3,500
固定負債合計	21,415,000	21,418,500	△ 3,500
負債合計	25,039,250	27,241,873	△ 2,202,623
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	774,118	1,348,437	△ 574,319
正味財産合計	774,118	1,348,437	△ 574,319
負債及び正味財産合計	25,813,368	28,590,310	△ 2,776,942

貸借対照表

令和7年3月31日現在

共済事業会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	32,543,680	27,886,584	4,657,096
前渡金	1,249,600	1,706,300	△ 456,700
立替金	0	20,692	△ 20,692
一般会計貸付金	0	22,423	△ 22,423
流動資産合計	33,793,280	29,635,999	4,157,281
2. 固定資産			
(1)特定資産			
準備金積立資産	35,003,627	32,000,000	3,003,627
責任準備金積立資産	4,311,790	3,910,000	401,790
退職給付引当資産	1,185,766	1,181,500	4,266
特定資産合計	40,501,183	37,091,500	3,409,683
(2)その他固定資産			
工具器具備品	5	47,920	△ 47,915
敷金	0	80,000	△ 80,000
その他固定資産合計	5	127,920	△ 127,915
固定資産合計	40,501,188	37,219,420	3,281,768
資産合計	74,294,468	66,855,419	7,439,049
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,347	139,699	△ 135,352
預り金	13,000	0	13,000
支払備金	1,050,000	760,000	290,000
流動負債合計	1,067,347	899,699	167,648
2. 固定負債			
準備金	35,000,000	32,000,000	3,000,000
責任準備金	4,310,000	3,910,000	400,000
退職給付引当金	1,185,000	1,181,500	3,500
固定負債合計	40,495,000	37,091,500	3,403,500
負債合計	41,562,347	37,991,199	3,571,148
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	32,732,121	28,864,220	3,867,901
正味財産合計	32,732,121	28,864,220	3,867,901
負債及び正味財産合計	74,294,468	66,855,419	7,439,049

貸借対照表内訳表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	一 般 会 計	共済事業会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	22,020,724	32,543,680		54,564,404
未収金	3,125,065	0		3,125,065
前渡金	0	1,249,600		1,249,600
前払費用	52,579	0		52,579
流動資産合計	25,198,368	33,793,280	0	58,991,648
2. 固定資産				
(1)特定資産				
準備金積立資産	0	35,003,627		35,003,627
責任準備金積立資産	0	4,311,790		4,311,790
退職給付引当資産	615,000	1,185,766		1,800,766
特定資産合計	615,000	40,501,183	0	41,116,183
(2)その他固定資産				
工具器具備品	0	5		5
その他固定資産合計	0	5	0	5
固定資産合計	615,000	40,501,188	0	41,116,188
資産合計	25,813,368	74,294,468	0	100,107,836
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	0	4,347		4,347
預り金	3,525,450	13,000		3,538,450
支払備金	0	1,050,000		1,050,000
未払法人税等	98,800	0		98,800
流動負債合計	3,624,250	1,067,347	0	4,691,597
2. 固定負債				
準備金	0	35,000,000		35,000,000
責任準備金	0	4,310,000		4,310,000
災害給付備金	20,800,000	0		20,800,000
退職給付引当金	615,000	1,185,000		1,800,000
固定負債合計	21,415,000	40,495,000	0	61,910,000
負債合計	25,039,250	41,562,347	0	66,601,597
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0		0
2. 一般正味財産	774,118	32,732,121		33,506,239
正味財産合計	774,118	32,732,121	0	33,506,239
負債及び正味財産合計	25,813,368	74,294,468	0	100,107,836

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法
工具器具備品……定率法

(2) 引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の期末退職給付の要支給額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

(4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
準備金積立資産	32,000,000	3,003,627	0	35,003,627
責任準備金積立資産	3,910,000	401,790	0	4,311,790
退職給付引当資産	1,800,000	150,766	150,000	1,800,766
合 計	37,710,000	3,556,183	150,000	41,116,183

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
準備金積立資産	35,003,627	(0)	(3,627)	(35,000,000)
責任準備金積立資産	4,311,790	(0)	(1,790)	(4,310,000)
退職給付引当資産	1,800,766	(0)	(766)	(1,800,000)
合 計	41,116,183	(0)	(6,183)	(41,110,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	1,277,257	1,277,252	5
合 計	1,277,257	1,277,252	5

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳 (単位:円)

① 退職給付債務	△ 1,800,000
② 会計基準変更時差異の未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 1,800,000

(3) 退職給付費用に関する事項 (単位:円)

① 勤務費用	150,000
② 会計基準変更時差異の費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	150,000

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

附属明細書

1. 特定資産の明細

(単位:円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	準備金積立資産	32,000,000	3,003,627	0	35,003,627
	責任準備金積立資産	3,910,000	401,790	0	4,311,790
	退職給付引当資産	1,800,000	150,766	150,000	1,800,766
	特定資産計	37,710,000	3,556,183	150,000	41,116,183

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	1,800,000	150,000	124,000	26,000	1,800,000

3. 準備金明細書

(単位:円)

		当 期	前 期	備 考
準備金	期首残高	32,000,000	29,000,000	
	当期積立額	3,000,000	3,000,000	
	期末残高	35,000,000	32,000,000	

4. 責任準備金明細書

(単位:円)

		当 期	前 期	備 考
責任準備金	期首残高	3,910,000	3,540,000	
	当期積立額	400,000	370,000	
	期末残高	4,310,000	3,910,000	

5. 支払備金明細書

(単位:円)

		当 期	前 期	備 考
普通支払備金	期首残高	760,000	980,000	
	当期積立額	290,000	△ 220,000	
	期末残高	1,050,000	760,000	
既発生未報告 支払備金	期首残高	0	0	
	当期積立額	0	0	
	期末残高	0	0	

6. 災害給付備金明細書

(単位:円)

		当 期	前 期	備 考
災害給付備金	期首残高	20,800,000	20,800,000	
	当期積立額	0	0	
	期末残高	20,800,000	20,800,000	

財 産 目 録

令和7年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金	普通預金 埼玉りそな銀行県庁支店	共済外事業運転資金として	11,457,259
		普通預金 埼玉りそな銀行県庁支店	共済事業運転資金として	32,543,680
		振替口座	保険料等入金用として	435,950
		郵便振替口座		
		普通貯金 ゆうちょ銀行普通貯金	共済外事業運転資金として	10,127,515
		未収金 三菱UFJニコス(株)	自転車保険料	3,125,065
		前渡金 顧問料等前払分3件	顧問料等前払い	1,249,600
	前払費用	損害保険ジャパン(株)	火災総合保険料他未経過分	52,579
流動資産合計			58,991,648	
(固定資産)				
特定資産	準備金積立資産	定期預金 武蔵野銀行県庁前支店	共済事業の積立資産であり、準備金として管理されている預金	25,000,000
		普通預金 武蔵野銀行県庁前支店	共済事業の積立資産であり、準備金として管理されている預金	10,003,627
		責任準備金積立資産	普通預金 埼玉りそな銀行県庁支店	共済事業の積立資産であり、責任準備金として管理されている預金
	退職給付引当資産	普通預金 埼玉りそな銀行県庁支店	職員退職金支払いのための積立資産として管理されている預金	1,800,766
		その他固定資産	工具器具備品 印刷機A3対応SF635Ⅱ パソコン4台	共用財産 共用財産
	固定資産合計			41,116,188
資産合計			100,107,836	
(流動負債)				
	未払金	埼玉労働局	労働保険料の未払い分	4,347
	預り金	保険料預り分他	自転車保険料の預り分他	3,538,450
	支払備金	共済事業支払備金	共済事業支払備金として	1,050,000
	未払法人税等	法人税、住民税及び事業税	収益事業法人税等として	98,800
流動負債合計			4,691,597	
(固定負債)				
	準備金	共済事業準備金	共済事業準備金として	35,000,000
	責任準備金	共済事業責任準備金	共済事業責任準備金として	4,310,000
	災害給付備金	共済外事業災害給付備金	共済外事業災害給付備金として	20,800,000
	退職給付引当金	退職給付引当金	職員退職金規程における退職金要支給額	1,800,000
固定負債合計			61,910,000	
負債合計			66,601,597	
正味財産			33,506,239	

令和6年度(2024年度)監査報告

一般社団法人埼玉県 PTA 安全互助会

理事長 関 根 正 樹 殿

私達監事は、当法人の2024年4月1日から2025年3月31日までの令和6年度(2024年度)の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第36条及び第45条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第64条において準用する同法第36条及び第45条）の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私達監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、当法人の主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書を監査しました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しくしめしているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年4月28日

監事 神 田 賢 志 (印)

監事 阿 部 仁 (印)

監事 秋 葉 正 幸 (印)

監事 田 中 健 一 (印)

第3号議案

令和7年度 定款の一部改正(案)

改正前	改正後(案)
(地区役員) 第28条 当法人に任意の機関として地区役員30人以内を置くことができる。 ② 地区役員は各地区の情報・要望等を理事伝え、当法人の情報等を各地区に伝える。 ③ 任期満了前に退任した地区役員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。また増員により選出された地区役員の任期は、他の在任地区役員の任期の残存期間と同一とする。 ④ 地区役員の任期は、各地区から選出され、選出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。	(地区役員) 第28条 当法人に任意の機関として<u>地区役員を置くことができる。</u> ② 地区役員は各地区の情報・要望等を理事伝え、当法人の情報等を各地区に伝える。 ③ 任期満了前に退任した地区役員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。また増員により選出された地区役員の任期は、他の在任地区役員の任期の残存期間と同一とする。 ④ 地区役員の任期は、各地区から選出され、選出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

共済約款の一部改正（案）

現 条 文	改正後(案)								
第1章 用語の定義条項 第1条（用語の定義） この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 <table border="1" data-bbox="97 589 790 1550"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P T A</td><td> 父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。 </td></tr> </tbody> </table> （後略）	用 語	定 義	P T A	父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。	第1章 用語の定義条項 第1条（用語の定義） この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 <table border="1" data-bbox="818 589 1497 1550"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P T A</td><td> 父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注1)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体(注2)</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注1) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。 <u>(注2) 団体</u> <u>いかなる名称であるかを問いません。</u> </td></tr> </tbody> </table> （後略）	用 語	定 義	P T A	父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注1)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体(注2)</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注1) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。 <u>(注2) 団体</u> <u>いかなる名称であるかを問いません。</u>
用 語	定 義								
P T A	父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。								
用 語	定 義								
P T A	父母と先生の会をいい、園児・児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して<u>学校(注1)</u>および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、園児・児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う<u>団体(注2)</u>で、第3条（被共済者の範囲）に規定するPTA会員の所属する単位PTAまたはその単位PTAが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。 <u>(注1) 学校</u> PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項に規定する大学を除く学校をいいます。 <u>(注2) 団体</u> <u>いかなる名称であるかを問いません。</u>								

第5号議案

令和7年度 (一社)埼玉県PTA安全互助会役員 (案) (敬称略)

	氏 名	市町村	所 属
理 事 長	関 根 正 樹	加 須 市	昭 和 中★
副理事長	関 本 晶 子	川 越 市	霞ヶ関西中
	出 川 潤	入 間 市	黒 須 中★
	加 庭 雄 介	加 須 市	三 俣 小
理 事	菅 野 裕 子	狭 山 市	狭山台中
	越 川 直 樹	ふじみ野市	葦 原 中
	植 杉 嘉 明	さいたま市	大谷口小
	神 戸 考 裕	東松山市	東 中
	原 江里子	川 越 市	高階西中
監 事	神 田 賢 志	川 越 市	霞ヶ関西中★
	八木橋 覚	富士見市	本 郷 中★
	丸 渚 正 樹	久 喜 市	栗橋東中★

顧問・相談役

	氏 名	市町村	所 属
顧 問	仲 野 雅 巳	ふじみ野市	川越工業高★
	柳 田 淳 志	入 間 市	藤 沢 中★
相談役 小学校長会	抜 井 由 美 子	ふじみ野市	駒 西 小
	島 宗 央	上 尾 市	上 尾 小
相談役 中学校長会	渡 邊 弘 之	所 沢 市	中 央 中
	福 田 和 己	羽 生 市	東 中

★印……所属PTAの現役ではない役員

事務局長	森屋敏江	事務局員	沼澤みつ江	伊地知幸子
------	------	------	-------	-------

報告事項①

地区役員

(敬称略)

市町村	地区役員氏名	所属P	市町村	地区役員氏名	所属P
さいたま	植 杉 嘉 明	大谷口小	滑 川	西 口 隆 宏	滑川中
鴻 巣	島 村 恭 子	赤見台第一小	嵐 山	山 中 美 佳	玉ノ岡中
桶 川	河 内 雅 幸	桶川市P連	小 川	島 田 か お り	竹沢小
川 越	原 江 里 子	高階西中	川 島	井 手 口 史 穂	中山小
川 越	小 林 小 雪	大東中	吉 見	上 村 聡	東第一小
飯 能	宇 野 雄 一	加治中	鳩 山	藤 原 和 彦	鳩山中
東松山	神 戸 考 裕	東 中	ときがわ	丸 山 香 菜 子	都幾川中
狭 山	古 宮 元 樹	山王中	東秩父	吉 田 茂	槻川小
入 間	繁 田 剛	黒須中	秩父地区	関 根 仁	秩父地区
富士見	與 那 覇 大 地	水谷小	本 庄	田 中 輝 好	秋平小
坂 戸	中 原 季 彦	千代田中	深 谷	関 口 茂 好	上柴西小
鶴ヶ島	宇 佐 美 望 樹	藤小	行 田	廣 瀬 浩 一 郎	太田中
日 高	高 木 高 明	高萩北中	加 須	小 山 郁 子	鴻荃小
ふじみ野	石 原 庸 司	花の木中	久 喜	丸 碯 正 樹	栗橋東中
三 芳	島 田 章	上富小	幸 手	宮 澤 大 地	さくら小
毛呂山	吉 川 雅 子	毛呂山中	白 岡	柳 和 志	篠津中
越 生	原 嶋 菜 穂 子	越生中			

報告事項①

令和7年度(2025年度) (一社)埼玉県PTA安全互助会事業計画

(2025年4月1日～2026年3月31日)

月	日	事業名	月	日	事業名
4	7	残高証明手続き ゆうちょ銀行(常盤十郵便局)	9		団体傷害保険内容等検討
	8	〃 ゆうちょ銀行(県庁内郵便局)			理事会・審査会・地区役員会
	10	〃 埼玉りそな銀行(県庁支店)、ゆうちょ銀行(県庁内郵便局)			さいたま税理士法人との打合せ
	11	〃 埼玉りそな銀行(県庁支店)、ゆうちょ銀行(県庁内郵便局)	10		令和8年度 共済内容・各種保険内容や手続き等の検討(～11月)
	11	各市町村PTA連合会事務局報告締切			共済説明会会場打合せ
	16	さいたま税理士法人との打合せ			団体傷害保険中途加入締切 (WEB加入の場合)
	28	監査会・正副理事長会議			安全教育啓発事業助成申請締切
5	1	定時社員総会案内状の発送(加入市町村P連事務局)	11	27	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 総会・全国大会(沖縄大会)
	7	児童・生徒数・家庭数の確定及び報告(～6/6)		28	全国高等学校等安全互助会連絡協議会 総会・全国大会(沖縄大会)
	9	地区役員推薦報告締切	12		県教育局による立入検査
	16	熊谷市PTA連合会へ共済制度の説明	1		令和8年度 共済等説明会
	21	新旧理事会・新旧地区役員会			希望団体への共済等説明会
		法人税・県民税・市民税の申告書の提出(顧問会計士)			令和8年度 共済等説明会内容をYouTubeにアップ
6	6	児童・生徒数・家庭数の確定及び報告(様式-3) 締切			令和8年度 手引き・約款等の送付
	11	定時社員総会 埼玉県浦和合同庁舎5階 講堂			理事会・審査会・地区役員会
	13	会費・保険料納入締切日			「埼玉県学校教育健康推進大会」共催
		議事録・新理事就任等の文書を法務局に提出			令和8年度 加入申込開始(様式-1, 2)・オプションプラン保険
		県教育局総務課議事文書担当へ業務報告書提出			令和8年度 団体傷害保険加入申込開始
		加入会員数集計、共済掛金・負担金・保険料集計業務			令和7年度 自転車総合保険・傷害総合保険中途加入締切 (一括加入)
		保険会社への保険料の支払	2		理事会・審査会
					共済等説明会実施(市町村P連等からの要望により)
7		加入PTAへ領収書・加入登録証の発行(7月中旬)	3		令和7年度 加入PTA数・加入者数等の集計(様式-1)
		理事会・審査会、研修会			令和8年度 共済事業関係の顧問契約の締結
		未加入PTAへの加入取り組み			令和8年度 保険会社との契約の締結
8		手引き等内容の検討			

※共済金支払事業

※見舞金支払事業

※安全教育啓発事業助成

※上記の事業計画は、今後の社会情勢等により中止または延期となる場合があります。

報告事項②-1

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	10,440,000	10,900,000	△ 460,000
受取負担金	950,000	900,000	50,000
受取保険事務手数料	4,000,000	4,000,000	0
受取制度運営費	2,000,000	1,800,000	200,000
受取集金代行手数料	1,400,000	1,400,000	0
災害給付備金戻入額(設立基金残金)	2,090,000	2,800,000	△ 710,000
② 雑収益	100	100	0
受取利息	100	100	0
経常収益計	10,440,100	10,900,100	△ 460,000
(2) 経常費用			
① 事業費	2,085,000	3,060,000	△ 975,000
支払見舞金	425,000	400,000	25,000
支払助成金	250,000	250,000	0
送金費	10,000	10,000	0
支払集金代行手数料	1,400,000	2,400,000	△ 1,000,000
② 管理費	8,355,100	7,840,100	515,000
給与手当	3,600,000	3,440,000	160,000
退職給付費用	80,000	300,000	△ 220,000
法定福利費	900,000	700,000	200,000
福利厚生費	30,000	30,000	0
通勤手当	350,000	300,000	50,000
荷造運賃	70,000	60,000	10,000
水道光熱費	30,000	80,000	△ 50,000
事務用品費(消耗品費を含む)	170,000	150,000	20,000
工具器具備品	20,000	20,000	0
減価償却費	60,000	80,000	△ 20,000
賃借料	505,000	440,000	65,000
保険料	60,000	60,000	0
交際接待費	30,000	30,000	0
旅費交通費	320,000	250,000	70,000
通信費	90,000	80,000	10,000
手数料	550,000	500,000	50,000
会議費	250,000	200,000	50,000
支払負担金	25,000	25,000	0
図書印刷費	950,000	850,000	100,000
リース料	250,000	230,000	20,000
研修費	10,000	10,000	0
雑費	5,100	5,100	0
経常費用計	10,440,100	10,900,100	△ 460,000
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税	70,000	200,000	△ 130,000
経常外費用計	70,000	200,000	△ 130,000
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 200,000	130,000
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 70,000	△ 200,000	130,000
一般正味財産期首残高	774,118	1,348,437	△ 574,319
一般正味財産期末残高	704,118	1,148,437	△ 444,319
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	704,118	1,148,437	△ 444,319

報告事項②ー2

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

共済事業会計

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	19,100,000	18,810,000	290,000
受入共済掛金	18,050,000	18,050,000	0
支払備金戻入額	1,050,000	760,000	290,000
② 雑収益	1,000	1,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
経常収益計	19,101,000	18,811,000	290,000
(2) 経常費用			
① 事業費	7,850,000	8,250,000	△ 400,000
支払共済金	3,380,000	4,100,000	△ 720,000
送金費	20,000	20,000	0
責任準備金繰入額	400,000	370,000	30,000
支払備金繰入額	1,050,000	760,000	290,000
準備金繰入額	3,000,000	3,000,000	0
② 管理費	11,251,000	10,561,000	690,000
給与手当	4,900,000	4,500,000	400,000
退職給付費用	120,000	180,000	△ 60,000
法定福利費	1,000,000	900,000	100,000
通勤手当	520,000	480,000	40,000
荷造運賃	200,000	200,000	0
水道光熱費	30,000	130,000	△ 100,000
事務用品費(消耗品費を含む)	200,000	190,000	10,000
工具器具備品	20,000	20,000	0
減価償却費	100,000	120,000	△ 20,000
賃借料	760,000	660,000	100,000
修繕費	30,000	30,000	0
租税公課	5,000	5,000	0
旅費交通費	300,000	250,000	50,000
通信費	130,000	120,000	10,000
手数料	1,200,000	1,100,000	100,000
会議費	250,000	230,000	20,000
図書印刷費	1,100,000	1,060,000	40,000
リース料	350,000	350,000	0
研修費	30,000	30,000	0
雑費	6,000	6,000	0
経常費用計	19,101,000	18,811,000	290,000
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	32,732,121	28,864,220	3,867,901
一般正味財産期末残高	32,732,121	28,864,220	3,867,901
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,732,121	28,864,220	3,867,901

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	一般会計	共済事業会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益	10,440,000	19,100,000	0	29,540,000
受取負担金	950,000	0	0	950,000
受入共済掛金	0	18,050,000	0	18,050,000
支払備金戻入額	0	1,050,000	0	1,050,000
受取保険事務手数料	4,000,000	0	0	4,000,000
受取制度運営費	2,000,000	0	0	2,000,000
受取集金代行手数料	1,400,000	0	0	1,400,000
災害給付備金戻入額(設立基金残金)	2,090,000	0	0	2,090,000
② 雑収益	100	1,000	0	1,100
受取利息	100	1,000	0	1,100
経常収益計	10,440,100	19,101,000	0	29,541,100
(2) 経常費用			0	
① 事業費	2,085,000	7,850,000	0	9,935,000
支払共済金	0	3,380,000	0	3,380,000
支払見舞金	425,000	0	0	425,000
支払助成金	250,000	0	0	250,000
送金費	10,000	20,000	0	30,000
支払集金代行手数料	1,400,000	0	0	1,400,000
責任準備金繰入額	0	400,000	0	400,000
支払備金繰入額	0	1,050,000	0	1,050,000
準備金繰入額	0	3,000,000	0	3,000,000
② 管理費	8,355,100	11,251,000	0	19,606,100
給料手当	3,600,000	4,900,000	0	8,500,000
退職給付費用	80,000	120,000	0	200,000
法定福利費	900,000	1,000,000	0	1,900,000
福利厚生費	30,000	0	0	30,000
通勤手当	350,000	520,000	0	870,000
荷造運賃	70,000	200,000	0	270,000
水道光熱費	30,000	30,000	0	60,000
事務用品費(消耗品を含む)	170,000	200,000	0	370,000
工具器具備品	20,000	20,000	0	40,000
減価償却費	60,000	100,000	0	160,000
賃借料	505,000	760,000	0	1,265,000
修繕費	0	30,000	0	30,000
租税公課	0	5,000	0	5,000
保険料	60,000	0	0	60,000
交際接待費	30,000	0	0	30,000
旅費交通費	320,000	300,000	0	620,000
通信費	90,000	130,000	0	220,000
手数料	550,000	1,200,000	0	1,750,000
会議費	250,000	250,000	0	500,000
支払負担金	25,000	0	0	25,000
図書印刷費	950,000	1,100,000	0	2,050,000
リース料	250,000	350,000	0	600,000
研修費	10,000	30,000	0	40,000
雑費	5,100	6,000	0	11,100
経常費用計	10,440,100	19,101,000	0	29,541,100
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
法人税、住民税及び事業税	70,000	0	0	70,000
経常外費用計	70,000	0	0	70,000
当期経常外増減額	△ 70,000	0	0	△ 70,000
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 70,000	0	0	△ 70,000
一般正味財産期首残高	774,118	32,732,121	0	33,506,239
一般正味財産期末残高	704,118	32,732,121	0	33,436,239
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	704,118	32,732,121	0	33,436,239

令和7年度 退任役員名簿 (敬称略)

《 本部役員 》

	氏 名	市町村	所 属
監 事	阿 部 仁	加 須 市	加 須 東 中★
監 事	秋 葉 正 幸	嵐 山 町	菅 谷 小 中★
監 事	田 中 健 一	ふじみ野市	大 井 西 中

《 相談役 》

相談役 小学校校長会	吉 田 元	桶 川 市	桶 川 小
	中 西 健 二	三 郷 市	幸 房 小
相談役 中学校校長会	長 井 正 邦	川 越 市	鯨 井 中
	青 野 保	蓮 田 市	蓮 田 中

《 地 区 役 員 》

市町村	地区役員氏名	所 属 P	市町村	地区役員氏名	所 属 P
さいたま			ふじみ野		
鴻 巣	秋 山 稔 光	松 原 小	三 芳	矢 島 佑	三 芳 小
伊 奈	西 田 裕 二	小 針 中	毛 呂 山	中 里 公 哉	川 角 小
川 越	國 分 洋 祐	山 田 小	越 生	石 倉 力	梅 園 小
飯 能	高 橋 真 弓	精 明 小	比企・嵐山	横 澤 紗智子	玉ノ岡中
東 松 山			比企・川島	友 光 優 紀	つばさ南小
狭 山	古 谷 敦 夫	水 富 小	鳩 山	小 池 剛 史	亀 井 小
入 間	杉 田 健 一	藤 沢 南 小	本 庄	宮 下 美 恵	本 庄 西 中
富 士 見	葉 原 彬	本 郷 中	深 谷	新 智 子	藤 沢 小
坂 戸	高 橋 智 子	桜 小	行 田	木 村 靖 宏	埼 玉 中
鶴ヶ島	増 田 雅 弘	鶴ヶ島中	加 須	柴 田 秀 子	大 越 小
日 高	市 村 誠 志	高 根 小 中	幸 手	吉 良 英 敏	吉 田 小

一般社団法人埼玉県PTA安全互助会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人埼玉県PTA安全互助会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、埼玉県内でPTA活動をしている国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園において、園児・児童・生徒の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として行われているPTA活動を、安全かつ安心して実施するために、次の事業を行う。

- (1) PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業に関すること。
- (2) 社会通念上、妥当な範囲における見舞金給付に関すること。
- (3) 安全教育啓発事業に関すること。
- (4) 埼玉県PTA連合会およびさいたま市PTA協議会との連携を深め、円滑なるPTA活動を支援すること。
- (5) その他、当法人の目的達成上必要な事業。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- ② 事業年度当初から社員となるには、埼玉県内の国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園の各単位PTAにおいて選出された1名の代表者が、当法人所定の様式による申し込みをし、前年度の3月末までに当法人の理事会の承認を得なければならない。
- ③ 事業年度の途中から社員となるには、前項に規定する申し込みをし、当該事業年度の6月末までに当法人の理事会の承認を得なければならない。

(入会)

- 第7条 当法人の会員となるための加入手続きは、毎年3月末までに、埼玉県内の国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園の単位PTAの各代表者が、自己が代表する単位PTAの構成員について一括して取り纏める方法によって行う。加入手続きの詳細は理事会が定める。
- ② 当法人の役員及び職員その他理事会で定める者は、在任中及び在職中に限り会員とみなす。
 - ③ 毎年3月末までに加入手続きを完了した場合、会員資格の効力は当該4月1日付で生じる。
 - ④ 前条第3項の規定に基づき入社した事業年度における当法人の会員となるための加入手続きは、第1項の規定にかかわらず、入社日の属する年度の6月末までに行うものとし、この場合の会員資格の効力は当該7月1日付で生じる。

(社員及び会員の資格の得喪)

- 第8条 社員は、埼玉県内の国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園の各単位PTAにおいて選出された1名の代表者とし、会員は、埼玉県内の国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園の単位PTAの構成員とする。
- ② 社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - ③ 社員は、第1項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(会費の支払義務)

- 第9条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本会の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。
- ② 会費は年額をもって定める。
 - ③ 既納の会費は返還しない。
 - ④ 会費の納入は、埼玉県内の国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園の単位PTAの各代表者が、自己が代表する単位PTAの構成員その他理事会で定める者について一括して取り纏める方法によって行う。納入手続きの詳細は、理事会が定める。

(社員名簿)

- 第10条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。
- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社又は退会)

- 第11条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。
- 1. 定款に定めた退社事由の発生
 - 2. 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとする

るが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

3. 死亡

4. 除名

② 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 定款に定めた退会事由の発生

2. 会員本人の退会の申し出。ただし、既に支払った会費の払い戻しはしないものとする。

3. 死亡又は解散

4. 会費の不払い（期限を定めて催告した場合に限る。）

5. 除名

③ 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議によってすることができる。

④ 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、理事の3分の2以上の賛成による決定によってするものとする。

第3章 社員総会

（社員総会の決議事項）

第12条 社員総会は、法人法に規定する事項、PTA・青少年教育団体共済法（以下「共済法」という。）に規定する事項及び定款で定める事項について決議する。

②前項の規定にかかわらず、以下の場合においては社員総会の決議を経ることを要しない。

一 関係法令の制限がない事項について、社員総会から理事会に決議を委託した事項

二 共済法施行規則第8条第1項および第2項に記載する事項

③前項の規定により決議した事項は、社員に対して遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

（招 集）

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員は、社員の代理人を選定し、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第 20 条 当法人の理事の員数は、3 名以上とする。

(理事の資格)

第 21 条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第 22 条 当法人の監事の員数は、1 名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 23 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第 24 条 当法人に理事長 1 人、副理事長若干名を置き、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 理事長は、法人法上の代表理事とし、副理事長をもって、同法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。
- ③ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- ④ 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 顧問、相談役及び地区役員

(顧問及び相談役)

第27条 当法人に、任意の機関として顧問4人以内及び相談役4人以内を置くことができる。

- ② 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、小中学校長会から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- ③ 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。
- ④ 顧問及び相談役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(地区役員)

第28条 当法人に、任意の機関として地区役員30人以内を置くことができる。

- ② 地区役員は各地区の情報・要望等を理事に伝え、当法人の情報等を各地区に伝える。
- ③ 任期満了前に退任した地区役員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。また、増員により選出された地区役員の任期は、他の在任地区役員の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 地区役員の任期は、各地区から選出され、選出後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(招 集)

第 29 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 30 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 32 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 33 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 34 条 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(準備金)

第 37 条 当法人において必要とする準備金は 1 億円とし、当該金額に達するまで毎事業年度の剰余金の五分の一以上を準備金として積み立てることとする。

- ② 前項の準備金は、共済事業における損失のてん補に充てる場合を除いて、取り崩してはならないものとする。

(業務報告書)

第 38 条 当法人は、毎事業年度、事業年度終了後 3 か月以内に共済法に規定する業務報告書を作成し、所轄行政官庁へ提出しなければならない。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 39 条 理事長は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 40 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 解 散

(解散の事由)

第 41 条 当法人は次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 組織の組織目的の不達成が確定したとき
- (2) 社員総会の決議
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続き開始
- (6) 解散を命ずる裁判

(法人の合併、共済事業の廃止)

第 41 条 前条 3 項の場合、および共済法に基づく共済事業を廃止する場合、共済法の規定に則り、所轄官庁の承認を得なければならない。

以上は、当法人の定款に相違ありません。

附則

令和 7 年	6 月 1 1 日	一部改正
令和 6 年	6 月 6 日	一部改正
令和 2 年	2 月 1 3 日	一部改正
令和 元年	6 月 1 1 日	一部改正
平成 2 9 年	6 月 6 日	一部改正
平成 2 8 年	6 月 8 日	一部改正
平成 2 7 年	6 月 1 2 日	一部改正
平成 2 6 年	6 月 3 日	一部改正
平成 2 5 年	6 月 4 日	一部改正
平成 2 4 年	6 月 8 日	一部改正
平成 2 3 年	3 月 8 日	一部改正

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会

定時社員総会及び臨時社員総会

開催地一覧

回	開催年月日	開催地	備考
1	H23.6.20	さいたま市・さいたまスーパーアリーナ	
2	H24.6. 8	さいたま市・埼玉会館小ホール	
3	H25.6. 4	さいたま市・埼玉会館小ホール	
4	H26.6. 3	さいたま市・埼玉会館小ホール	
5	H27.6.12	さいたま市・埼玉会館小ホール	
6	H28.6.8	川越市・川越西文化会館ホール	
7	H29.6.6	ふじみ野市 ふじみ野市サービスセンターホール	
8	H30.6.9	さいたま市・埼玉会館小ホール	
9	R1.6.11	嵐山町・国立女性教育会館	
臨	R2.2.13	さいたま市・市民会館うらわ 706	認定こども園、新規中途加入の承認のための臨時社員総会
10	R2.7.14	さいたま市・市民会館うらわ 705,706	緊急事態宣言による定時社員総会の実施時期の遅れ
11	R3.6.2	川越市・川越西文化会館ホール	緊急事態宣言中
12	R4.5.31	さいたま市・さいたま市文化センター	緊急事態宣言中
13	R5.6.1	さいたま市・埼玉会館 7 階 7 A	緊急事態宣言解除(5/8)
14	R6.6.6	川越市・川越西文化会館 会議室 1, 2	
15	R7.6.11	さいたま市・埼玉県浦和合同庁舎 5 階 講堂	

埼玉県 PTA 安全互助会

定期総会及び臨時総会

開催地一覧

回	開催年月日	開催地	備考
1	H14.6.18	鴻巣市・クレアこうのす	
2	H15.6.20	川越市・川越西文化会館	
3	H16.7. 1	さいたま市・市民会館うらわ	
4	H17.6.11	横瀬町・横瀬町町民会館	
(臨)	H18.3.19	さいたま市・埼玉会館小ホール	保険業法改正による臨時総会
5	H18.6.20	春日部市・春日部市民文化会館	
6	H19.7. 4	川越市・川越市民会館大ホール	
(臨)	H19.11.21	さいたま市・埼玉会館小ホール	会則改正のための臨時総会
7	H20.7. 8	吉見町・フレサよしみ大ホール	
8	H21.7. 3	さいたま市・埼玉県民健康センター	
9	H22.7. 6	さいたま市・埼玉県民健康センター	